



発行 新潟県

第 81 号

令和8年10月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 809 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 810 漁業災害補償法による加入区の変更設定（水産課）
- 811 土地改良区役員の就退任届（農地計画課）
- 812 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 813 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 814 県営土地改良事業の工事の完了（農地建設課）
- 815 国土調査の成果の認証（農村環境課）
- 816 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等について（地域医療政策課）
- 一般競争入札の実施について（地域医療政策課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
- 特定施設の届出に対する知事の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（出納局管理課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の契約者等（病院局業務課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第809号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和8年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域

2 区分

大型定置漁業、かにかご漁業及びえびかご漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区の者が行う

漁業

3 届出年月日

令和 8 年 9 月 24 日

◎新潟県告示第810号

区画漁業権の切替えに伴い漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第 1 項の規定に基づく加入区を次のように定める。

令和 8 年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 養殖業の種類 小割り式 1 年魚はまち養殖業及び小割り式さけ・ます養殖業
- 2 加入区の名称 内浦加入区
- 3 加入区の水域 （変更前）佐区第29号漁業権の漁場の区域
（変更後）佐区第21号漁業権の漁場の区域

◎新潟県告示第811号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、南魚沼郡湯沢町の湯沢町土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和 8 年10月16日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 就任

理事	南魚沼郡湯沢町大字土樽304番地 1	南雲 清治 (理事長)
〃	〃 3585番地 2	高橋 一巳
〃	〃 926番地	釧持 浩幸
〃	〃 4985番地 2	並木 庄平
〃	〃 2402番地 2	南雲 悟
〃	〃 2511番地	小野塚 一良
〃	〃 5080番地	角谷 孝幸
監事	〃 5804番地	富沢 悦夫
〃	〃 163番地 2	南雲 政市
〃	〃 1314番地 5	南雲 博之
〃	〃 5084番地	角谷 正喜

就任年月日 令和 8 年 9 月 7 日

2 退任

理事	南魚沼郡湯沢町大字土樽4982番地	南雲 敬一 (理事長)
〃	〃 304番地 1	南雲 清治
〃	〃 926番地	釧持 浩幸
〃	〃 4985番地 2	並木 庄平
〃	〃 1760番地	腰越 厚義
〃	〃 2402番地 2	南雲 悟
〃	〃 2511番地	小野塚 一良
監事	〃 5804番地	富沢 悦夫
〃	〃 163番地 2	南雲 政市
〃	〃 3585番地 2	高橋 一巳
〃	〃 5084番地	角谷 正喜

退任年月日 令和 8 年 9 月 6 日

◎新潟県告示第812号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和 8 年10月19日から令和 8 年11月16日まで関係書類を次のとお

り縦覧に供する。

令和8年10月16日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 五城土地改良区	五城土地 改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し	新潟県南魚沼 地域振興局ウ ェブサイト	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、上越市及び妙高市の一部を受益地域とする県営広島地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年10月16日

新潟県上越地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年10月19日から令和8年11月16日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県上越地域振興局農林振興部ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年

を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第814号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により、計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和 8 年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 土地改良事業名
農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設」)事業
- 2 地区名及び受益市町村名
栃尾吉水江地区 長岡市
- 3 工事完了年月日
令和 8 年 9 月 9 日

◎新潟県告示第815号

国土地調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和 8 年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称及び地域
十日町市	令和 5 年度から 令和 7 年度	十日町市の地籍図及び地籍簿 松代（第 3 計画区）の一部
十日町市	令和 5 年度から 令和 7 年度	十日町市の地籍図及び地籍簿 松代（第 4 計画区）の一部
十日町市	令和 4 年度から 令和 7 年度	十日町市の地籍図及び地籍簿 八箇（第 1 計画区）の一部
十日町市	令和 4 年度から 令和 7 年度	十日町市の地籍図及び地籍簿 八箇（第 2 計画区）の一部
阿賀野市	平成31年度から 令和 4 年度	阿賀野市の地籍図及び地籍簿 稲荷町等 7 単位区域の各一部
魚沼市	令和 2 年度から 令和 6 年度	魚沼市の地籍図及び地籍簿 根小屋の一部
魚沼市	令和 2 年度から 令和 6 年度	魚沼市の地籍図及び地籍簿 葎沢等 2 単位区域
南魚沼市	令和 2 年度から 令和 4 年度	南魚沼市の地籍図及び地籍簿 六日町等 3 単位区域
南魚沼市	令和 2 年度から 令和 6 年度	南魚沼市の地籍図及び地籍簿 六日町の一部
北蒲原郡聖籠町	令和 5 年度から 令和 6 年度	聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字網代浜等 2 単位区域
西蒲原郡弥彦村	令和 4 年度から 令和 6 年度	弥彦村の地籍図及び地籍簿 大字弥彦の一部
南魚沼郡湯沢町	令和 2 年度から 令和 4 年度	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字湯沢の一部（第2020-1計画区）
南魚沼郡湯沢町	令和 2 年度から 令和 6 年度	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字湯沢の一部（第2020-2計画区）
南魚沼郡湯沢町	令和 2 年度から	湯沢町の地籍図及び地籍簿

	令和6年度	大字湯沢の一部(第2020-3計画区)
--	-------	---------------------

2 認証年月日

令和8年9月28日

◎新潟県告示第816号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和8年10月16日

新潟県知事 花角 英世

路線名	区間	左右の別	延長(メートル)
県道新発田紫雲寺線	新発田市大手町5丁目63番1から 同市大手町5丁目90番7まで	右	520
	新発田市大手町5丁目7番3から 同市大手町5丁目90番18まで	左	520

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月16日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

- 調達件名及び数量
整形手術用ロボット支援システム 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 調達方法
購入等
- 契約方式
一般競争入札
- 落札決定日
令和8年8月31日
- 落札者の氏名及び住所
日本ストライカー株式会社
東京都新宿区西新宿5丁目1-1
- 落札価格
99,000,000円
- 入札公告日
令和8年7月10日
- 落札方法
最低価格

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、診断用CT搭載型SPECT装置(ガンマカメラ)の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和 8 年10月16日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

診断用CT搭載型SPECT装置（ガンマカメラ） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 9 年 3 月31日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県福祉保健部地域医療政策課

電話番号 025-280-5981

Eメール ngt040320@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和 8 年11月27日（金） 午後 4 時

(5) 開札の日時及び場所

令和 8 年11月30日（月） 午前 9 時

新潟県福祉保健部地域医療政策課

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加

資格審査申請書を令和8年10月26日(月)午後5時までに、出納局会計検査課に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和8年11月10日(火)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Gamma Camera [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4:00P.M November 27, 2026

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. November 30, 2026

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Regional Health Policy Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5981

E-mail: ngt040320@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 クスリのアオキ十日町店

所在地 十日町市高山塚下706番1 外

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社クスリのアオキ

(変更前) 午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分

(変更後) 午前 9 時 00 分から午後 10 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分

(変更後) 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分

3 変更年月日

令和 8 年 9 月 18 日

4 変更理由

株式会社クスリのアオキによる株式会社スポットの吸収合併に伴い、施設の運営方法に変更が生じるため

5 届出年月日

令和 8 年 9 月 17 日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、十日町市産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から 4 月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 10 月 16 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 クスリのアオキ小出店

所在地 魚沼市原虫野 337 番地 1

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) ・位置 届出書に添付された図面のとおりに

・面積 330.71m²

(変更後) ・位置 届出書に添付された図面のとおりに

・面積 290.71m²

イ 廃棄物等保管施設の位置及び容量

(変更前) ・位置 届出書に添付された図面のとおりに

・容量 45.72m³

(変更後) ・位置 届出書に添付された図面のとおりに

・容量 28.08m³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社クスリのアオキ

(変更前) 午前 10 時 00 分から午後 12 時 00 分

- (変更後) 午前9時00分から午後12時00分
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後12時00分
(変更後) 午前8時30分から午後12時00分
ウ 荷さばき施設において荷さばき施設を行うことができる時間帯
・荷さばき施設D
(変更前) 午前8時00分から午後7時00分
(変更後) なし

3 変更年月日

- (1) 令和9年5月19日
(2) 令和8年9月28日

4 変更理由

株式会社クスリのアオキによる株式会社スポットの吸収合併に伴い、施設の配置及び運営方法に変更が生じるため

5 届出年月日

令和8年9月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、魚沼市産業経済部商工課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年10月16日から令和9年2月16日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

特定施設の届出に対する知事の意見について(公告)

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例(平成19年新潟県条例第86号)第14条第1項の規定による知事の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名 称 (仮称) ヤマダデンキ古正寺店

所在地 長岡市古正寺町字中割88番1 外44筆

設置者 株式会社ヤマダデンキ

2 意見の概要

意見を有しない。

3 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業観光課、小千谷市商工振興課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市地域経済課、燕市産業振興部商工振興課、魚沼市産業経済部商工課、出雲崎町産業観光課、弥彦村産業部観光商工課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能)

4 縦覧期間

令和8年10月16日から令和8年11月16日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 原信マーケットシティ新保
所在地 長岡市新保 6 丁目113番 外
設置者 株式会社原信 他 1 者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和 8 年 4 月 3 日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和 8 年10月16日から令和 8 年11月16日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和 8 年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ビアレマート小出店
所在地 魚沼市原虫野337番地 1
設置者 株式会社スポット

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変更（大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和 8 年 4 月24日

3 意見の概要

(1) 魚沼市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和 8 年10月16日から令和 8 年11月16日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和 8 年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 SUPER CENTER PLANT-4 聖籠店
所在地 北蒲原郡聖籠町大字蓮野708番地
設置者 株式会社PLANT 他 1 者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和8年5月19日

3 意見の概要

(1) 聖籠町からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年10月16日から令和8年11月16日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 SUPER CENTER PLANT-5 刈羽店

所在地 刈羽郡刈羽村大字刈羽字大谷地3889番地 外

設置者 刈羽村

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和8年5月19日

3 意見の概要

(1) 刈羽村からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年10月16日から令和8年11月16日まで

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）8の規定により、令和8年7月から同年9月までの苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和8年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

病院局公告**特定調達契約の落札者について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年10月16日

新潟県立精神医療センター院長 細木 俊宏

- 1 調達物品及び数量
清掃業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立精神医療センター経営課
新潟県長岡市寿 2 丁目 4 - 1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和 8 年 9 月 25 日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社新潟ビルサービス
新潟県新潟市中央区上大川前通九番町1262番地3
- 7 落札価格
114, 400, 000 円
- 8 入札公告日
令和 8 年 8 月 14 日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年10月16日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

- 1 調達件名及び数量
新潟県立吉田病院医療情報システム設計構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地
新潟県病院局業務課
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
令和 8 年10月 1 日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社シーエスアイ
北海道札幌市白石区平和通15丁目北 1 番21号
- 7 契約金額
369, 600, 000 円
- 8 随意契約とした理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号の規定による。

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学電話交換機設備更新工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年10月16日

公立大法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 入札に付する事項

(1) 工事の名称

新潟県立大学電話交換機設備更新工事

(2) 工事の場所

新潟市東区海老ヶ瀬471番地

(3) 工事の仕様等

仕様書、入札説明書、工事図面及び設計書による。

(4) 工事期間

契約日から令和9年3月31日まで

ただし、現地での工事・設定作業は令和9年1月末までに完了すること。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和8年10月16日（金）から令和8年10月21日（水）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

新潟県立大学総務財務部総務課

（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

(2) 入札説明書に関する問合せ等

ア 問合せ方法

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面（本入札説明書に定める様式に限る。）を、ウに定める問合せ先に直接持参又はファクシミリによる送信の方法で提出すること。

イ 問合せ受付期間

令和8年10月16日（金）から令和8年10月21日（水）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 問合せ先

新潟県立大学総務財務部総務課 ファクシミリ番号 025-270-5173

エ 回答方法

本入札説明書を交付した者に対して、令和8年10月23日（金）までに、質問の内容及び回答をファクシミリにより通知する。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月30日（金）午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学コモンズ3号館5401大会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8・9年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿の「電気通信工事」の登録を受けている者であること。

(3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 令和 8 年10月16日(金) から令和 8 年10月26日(月) まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第 4 条第 1 項及び第 9 条各号に規定する日を除く。)の各日の午前 9 時から午後 5 時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部総務課

ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人による持参または郵送とする。(郵送の場合は、書留に限る。令和 8 年10月26日(月) 午後 5 時15分必着)

エ 提出書類及びその部数

競争入札参加資格確認申請書 1 部

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和 8 年10月28日(水) 午前10時から午後 4 時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札者に求められる義務

5(1)に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、3(1)に定める日の前日までの間において、当該書類の内容について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札の方法

(1) 入札は、次のいずれかの方法によること。

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(2) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(3) 再入札は1回を限度とする。

9 落札者の決定方法

(1) 入札に参加した者のうち、予定価格以下、最低制限価格以上の範囲での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低制限価格を下回る入札者は、再度入札に参加できないものとする。

(3) (1)の者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 8(3)に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、契約事務取扱規程第33条第 1 項第 5 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをしたものと随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 12 契約の手續において使用する言語及び通貨
契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- 13 契約書及び契約条項
「工事請負契約書(案)」のとおりとする。
- 14 その他
 - (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
 - (2) 契約の停止等
本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。
 - (3) 工事期間の変更協議
契約締結後、やむを得ない事由により1(4)に定める工事期間の変更が必要となった場合には、別途協議に応じるものとする。
 - (4) その他
本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。